

緊急！！消費者トラブル注意報

～海外マルチ事業者（不動産投資）とのトラブルにご注意を！！～

【海外事業者とマルチ取引で契約したが解約トラブルになるイメージ】

スマホで簡単♪
人に紹介するだけで
儲かるよ



海外事業者です！
日本語未対応！

海外法準拠！日本法
は適応されません！

日本進出してヒッ
トするかもしれな
いよ

勧誘者が
日本人でも…

事業者は
海外法人！

クーリング・オフ期間は
3日間だけです！

海外事業者と
マルチ取引で
契約

消費者対応が
国内事業者と
異なることも

クーリング・
オフや解約を
求めると…

簡単に
返金されない！！

(注)「マルチ取引」は、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る取引形態です。買い手が次のその販売組織の売り手となり、組織が拡大していくのが特徴です。なお、「マルチ取引」は、特定商取引法の「連鎖販売取引」とは必ずしも一致しません